

第 20 号議案

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 15 年 2 月 25 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区介護保険条例（平成 12 年足立区条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「150 人」を「250 人」に改める。

第 12 条各号列記以外の部分中「平成 12 年度から平成 14 年度」を「平成 15 年度から平成 17 年度」に改める。

第 19 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

第 20 条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、区長は、特に必要があると認める場合には、保険料を減額することができる。

第 20 条第 3 項中「第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区介護保険条例第 12 条の規定は、平成 15 年度以降の年度分の保険料から適用し、平成 14 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護認定審査会の委員の定数を増やすとともに、生活困難者対策のため保険料の減額規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。